

施設要領

1. 募集施設一覧

No.	施設名	募集期間	希望金額 (年額・税抜き)	希望契約期間	愛称の条件
1	函館湯川漁港交流 広場	随時受付	30万円	契約締結日から3年 以上5年以内	「函館湯川漁港」 を含む

当該施設における看板等の表示変更および設置については、別紙「看板等の表示変更および設置の基準」のとおりです。

2. 担当部課

函館市農林水産部（市庁舎4階）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号

農林水産部水産課

電 話 0138-21-3903

e-mail suisanka@city.hakodate.hokkaido.jp

担 当 中田，前田

別紙「看板等の表示変更および設置の基準」

ネーミングライツパートナーは、愛称を用いて、施設名称を表示する看板等の表示変更および設置をすることができるものとし、看板等の表示変更および設置をする場合は、次によるものとします。

1 看板等の表示変更および新設

- (1) 広場入口に設置している看板については、表示変更が可能です。位置、現況写真等については、別添「看板等の表示の変更可能箇所」によるものとします。
- (2) 看板等の新設については、可否を含めて協議を行うものとします。

2 トイレ、あずまやおよびベンチの外観の変更（デザイン変更等）

当該施設の附属物であるトイレ、あずまやおよびベンチには、現在、看板等の表示はありませんが、ネーミングライツパートナーがこれらの外観の変更（デザイン変更等）を希望する場合は、次によるものとします。

- (1) 対象の附属物ごとに、実施の可否およびデザインの内容等について、あらかじめ市と協議のうえ決定するものとします。
- (2) 外観の変更に要する費用、変更後の維持管理に要する費用および契約終了時の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

3 共通事項

- (1) 上記に定める看板等の表示変更・新設および外観の変更（デザイン変更等）を行う場合は、施設の外観や近隣の景観などとの調和に配慮した形状や配色等とするものとし、協議のうえ、決定することとします。
- (2) 上記に定める看板等の表示変更・新設および外観の変更（デザイン変更等）は、契約期間開始後に実施することとし、撤去・原状回復については、契約期間満了までに完了することとします。

別添「看板等の表示の変更可能箇所」

- ・ 広場入口看板



別添「デザイン等の変更可能箇所」

- ・ 広場内トイレ

【正面】



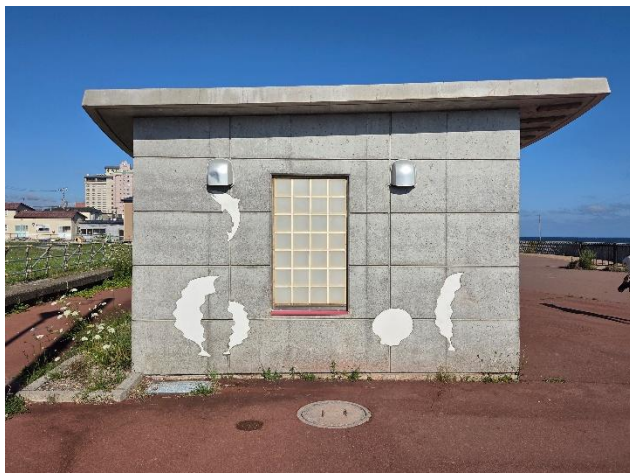
【裏面】



【右側面】



【左側面】



- ・ あずまや



- ・ ベンチ

